

河内町告示第5号

平成29年第1回河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月16日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 平成29年3月7日

2. 場 所 河内町議会議場

平成29年第1回(3月)河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	3月7日	火	午前10時	本 会 議	開会 ・ 議員派遣の報告 ・ 諸報告 ・ 議案等上程 提案理由の説明 ・ 報告第1号 質疑 ・ 議案第1号～議案第20号 議案説明 ・ 議案第21号～議案第27号 (平成29年度各会計予算) 議案説明 予算審査特別委員会付託 ・ 人権擁護委員の推薦について ・ 請願第1号 常任委員会付託 散会 本会議終了後 予算審査特別委員会
2	3月8日	水	午前9時30分	委 員 会	予算審査特別委員会
3	3月9日	木		休 会	議案調査
4	3月10日	金	午後1時30分	委 員 会	予算審査特別委員会
			午後3時	委 員 会	総務経済常任委員会
5	3月11日	土		休 会	議案調査
6	3月12日	日		休 会	議案調査
7	3月13日	月	午前10時	委 員 会	空港対策特別委員会
8	3月14日	火	午前10時	本 会 議	開議 ・ 一般質問 ・ 議案第1号～議案第20号 質疑・討論・採決 ・ 予算審査特別委員長報告 ・ 議案第21号～議案第27号 採決 ・ 請願第1号 質疑・討論・採決 ・ 選挙第1号 閉会

平成29年第1回  
河内町議会定例会会議録 第1号

平成29年3月7日 午前10時00分開会

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	岩橋弘君
企画財務課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	長峰博美君
経済課長	諏訪洋一君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会議務局長 小島孝裕

## 1. 会議録署名議員

9番 星野初英君  
10番 福智正之君

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 1 号

平成29年3月7日（火曜日）

午前10時00分開会

#### 議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議員派遣の報告について

日程4. 諸報告

日程5. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度河内町一般会計補正予算(第6号))

日程6. 議案第1号 第5次河内町総合計画の基本構想について

議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

議案第3号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 河内町税条例等の一部を改正する条例

議案第8号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 河内町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

議案第10号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第11号 かわち水と緑のふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 河内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第13号 河内町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

議案第14号 河内町公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する  
条例

議案第15号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第7号）

議案第16号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第17号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第19号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成28年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）

日程7. 議案第21号 平成29年度河内町一般会計予算

議案第22号 平成29年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 平成29年度河内町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成29年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第25号 平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成29年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成29年度河内町水道事業会計予算

日程8. 人権擁護委員の推薦について

日程9. 請願第1号 長竿（上組、中上組、愛宕町）地区集落南側の排水路整備に関する請願について

## 1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議員派遣の報告について

日程4. 諸報告

日程5. 報告第1号

日程6. 議案第1号

議案第2号

議案第3号

議案第4号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

議案第8号

議案第9号

議案第10号

議案第11号  
議案第12号  
議案第13号  
議案第14号  
議案第15号  
議案第16号  
議案第17号  
議案第18号  
議案第19号  
議案第20号

日程7. 議案第21号  
議案第22号  
議案第23号  
議案第24号  
議案第25号  
議案第26号  
議案第27号

日程8. 人権擁護委員の推薦について

日程9. 請願第1号

---

午前10時00分開会

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまより平成29年第1回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（野澤良治君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） それでは、

9番 星野初英君

10番 福智正之君

両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日3月7日から3月14日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日3月7日から3月14日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程3、議員派遣の報告です。

去る1月26、27日、市町村議会議員特別セミナーが開催され、当議会より5名の議員が参加しました。

ここで代表して小更雅之君に報告をお願いします。

小更雅之君、登壇願います。

〔5番小更雅之君登壇〕

○5番（小更雅之君） おはようございます。出席者5名の市町村議会議員特別セミナーの報告をさせていただきます。

平成29年1月26日から27日までの2日間にわたり、千葉市美浜区にある市町村職員中央研修所にて、自治体経営の課題と称し開催され、当町からは、諸岡周示議員、高橋 稔議員、高橋利彰議員、篠原佳治議員、そして私を含めた5名が参加いたしました。全国各地から129名の議員が参加され、盛大に開催されました。

1日目は、早稲田大学政治経済学術院政治学研究科教授片木 淳氏による「人口減少社会に期待される議会の役割」、そして関西国際大学客員教授李 容淑氏による「改めて見直す日本の魅力」と題し、講演が行われました。

夕食の際には、さまざまな市町村議員とテーブルの席が配置されており、数々の市町村の問題、今行っている政策などの話が聞け、今自分たちが考えていることを話し合う場としても意見交換会は素晴らしいものでした。

2日目は、京都大学公共政策大学院院長教授中西 寛氏による「我が国の政治の行方」、そして法政大学法学部教授水野和夫氏による「日本経済、今後の進路」と題し、講演が行われました。

これからの時代においては、市町村は地方財源の充実確保に努めながら、地域経済の活性化に的確に対処するため、創意工夫をいかに発揮し、みずからの判断で地域住民の皆様の信頼に応え、みずからの地域に誇りを持てる地域づくりを進めていく意識の改革が必要だという研修であったと思います。

2日間の研修でありましたが、議員として元気で魅力あるまちづくりを目指し、これからはしっかり努力してまいりたいと思います。

以上でご報告を終わります。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

---

○議長（野澤良治君） 日程4、諸報告でございます。

さきの茨城県町村自治功労者表彰式において、宮本秀樹君、大野佳美君、篠田英一君、青野正君が、永年の議会議員活動により自治功労者として表彰されました。

おめでとうございます。

また、不肖私も同表彰をいただきました。ありがとうございました。（拍手）

---

○議長（野澤良治君） 日程5から日程7の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） おはようございます。平成29年河内町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただきましてありがとうございます。

提出案件の提案理由をご説明申し上げる前に、一言ご挨拶申し上げます。

かわち学園の竣工式が2月22日行われました。4月には、来年の小学校の統合に先んじて、河内、金江津、両中学校が統合し、かわち学園中学校が開校します。機会ある毎に申し上げておるのですが、これはひとえに議員の皆様はもとより、保護者の皆様、地域の皆様のご理解とご協力のおかげでございます。改めまして深く御礼を申し上げます。

一方で、かわち学園の開校によりまして、3日後に行われます卒業式が、河内、金江津、両中学校にとりましては最後の卒業式となってしまいました。金江津中学校におきましては70年の、河内中学校におきましては59年の歴史を閉じることになります。

私も、河内中学校を卒業した一人ですが、それぞれの中学校の関係者や地域の方々、特に卒業生にとりまして、母校がなくなってしまうことに一抹の寂しさを感じないではいられないことと思います。

しかし、二つの中学校の伝統や養われてきた精神は消えてしまうわけではなく、必ずやかわち学園に受け継がれていくはずで、新しい学び舎であるかわち学園を、生徒たちの成長とともにみんなで見守っていきたいと思います。

「梅一輪、一輪ほどの暖かさ」の句のとおり、日ごと暖かくなってまいりました。しかし、本格的な春にはもう少し時間がかかるものと思われ、皆様におかれましては、健康に留意されまして、河内町の発展のため、引き続きご活躍いただきますようお願い申し上げます。

それでは、提出議案の提案理由を順次ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、平成28年度河内町一般会計補正予算（第6号）でありまして、12月補正後の予算総額に5,478万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億9,489万円とするものであります。

第1表の歳入予算につきましては、国庫支出金3,423万8,000円、繰越金1,617万1,000円を増額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費の総務管理費2,055万1,000円、民生費の社会福祉費3,423万8,000円を計上するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年1月25日付で専決処分したので報告するものであります。

議案第1号 第5次河内町総合計画の基本構想についてご説明申し上げます。

本件は、本町が目指す将来像や人口指標、土地利用方針を定めるとともに、まちづくりの基本的な方向性を定めるものとして、平成29年度から平成38年度までの10年間の計画期間とする第5次河内町総合計画基本構想を策定したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、固定資産税の特例措置により、町内の産業活動の活性化のための企業誘致及び雇用機会の創出を図ることを目的に、河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例を制定するものであります。

議案第3号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、龍ヶ崎消防署河内出張所と江戸崎消防署新利根出張所の統合に伴い、龍ヶ崎消防署新河分署が開署したため、河内町防災行政無線通信施設遠隔制御局の設置場所を改正するものであります。

また、河内中学校及び金江津中学校の廃校に伴い、河内町防災行政無線通信施設屋外受信機の選択呼び出し名称及び設置場所を改正するものであります。

議案第4号 河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が12月に公布され、平成29年1月に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律が12月に公布され、平成29年1月に施行

されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、国における農地利用最適化交付金の創設に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を改正するとともに、新たに児童発達支援相談員を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 河内町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例等の一部を改正するものであります。

議案第8号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、妊産婦、小児の外来診療において、医療福祉費として支給する額から控除される自己負担額を申請に基づき支給することについて、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 河内町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、金江津児童クラブの利用者が年々増加し、20人の定数を超過することから、定数を30人に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、介護保険料の低所得者対策として、平成27年4月より消費税引き上げによる公費を投入して保険料の軽減強化を実施しておりますが、当初予定していた平成29年4月の消費税率10%引き上げが延期されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 かわち水と緑のふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、かわち水と緑のふれあい公園野球場及びサッカー場の多目的広場が学校用地となったことから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 河内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第13号 河内町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 河内町公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、公共下水道事業が手栗地区に入ったことに伴い、この地区の受益者分担金の賦課徴収を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、手栗地区の分担金の名称は庄布川、手栗分担区とし、地区は手栗上であります。

また、分担金の額は、河内町下水道運営審議会から答申を得たもので、1平方メートル当たり550円と定めるものであります。

議案第15号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に6,054万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億5,543万7,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金2,775万9,000円、町債2,830万円を増額し、県支出金3,955万9,000円を減額するものであります。

歳出の主なものにつきましては、教育費の教育総務費1億6,176万2,000円を増額し、総務費の総務管理費2,403万7,000円、民生費の社会福祉費2,396万5,000円、農林水産業費の農業費1,015万1,000円を減額するものであります。

繰越明許費につきましては、年度内に終了できない2事業を翌年度へ繰り越すものであり、地方債は、統合校給食施設等建設事業債の限度額1億3,950万を追加し、統合校校舎等建設事業債の限度額を1億1,120万円を減額するものであります。

議案第16号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に2,771万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,325万4,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、共同事業交付金2,961万9,000円を増額するものであります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4,502万8,000円を増額し、共同事業拠出金1,540万9,000円を減額するものであります。

議案第17号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に3,522万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,402万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金1,533万3,000円、支払基金交付金263万5,000円、県支出金1,445万円、繰越金281万円を増額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費3,522万8,000円を増額するものであります。

議案第18号 平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,845万2,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、諸収入13万4,000円を増額するものであります。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金13万4,000円を増額するものであります。

議案第19号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から126万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,505万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金126万円を減額するものであります。

歳出につきましては、下水道管理費74万円を増額し、下水道建設費200万円を減額するものであります。

繰越明許費につきましては、霞ヶ浦常南流域下水道事業建設負担金91万5,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第20号 平成28年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、第3条予算収益的収支の総額から31万2,000円を減額し、収益的収支の総額をそれぞれ2億6,404万2,000円とするものであります。

収益的収入につきましては、給水収益を31万2,000円減額し、収益的支出につきましては、営業費用を31万2,000円減額するものであります。

議案第21号 平成29年度河内町一般会計予算、議案第22号 平成29年度河内町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成29年度河内町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成29年度河内町介護サービス事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成29年度河内町下水道事業特別会計予算、議案第27号 平成29年度河内町水道事業会計予算、以上7議案についてご説明申し上げます。

国の経済については、本年1月発表の内閣府月例経済報告では、景気は、一部に改善のおくれも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしておりますが、その先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされている。

このような状況の中、まちの財政運営においては、基幹歳入である町税収入につきましては、収納率の向上及び予算算定基礎の見直しにより、総額が8億2,241万円、前年度比2,706万円の増収を見込みました。

しかし、この見込み額は、平成19年度決算の10億3,764万円に対して79%の水準にとどまり、依然として厳しい状況であります。

このほか、本町の一般財源の柱である地方交付税については、国の地方財政計画を勘案して、前年度と同額の16億5,000万円を見込んでおります。歳出については、障害福祉費、児童福祉費等の扶助費や補助費等が増額となり、普通建設事業につきましては、統合校校舎等建設事業の終了により大幅な減額となっております。

平成29年度の予算編成に当たっては、財政状況と社会経済が不透明な中であっても、今

後の人口減少及び超高齢化社会を見据えつつ、町民生活に直結する多くの事業を展開していくことはもとより、限られた財源を効率的、効果的に活用し、将来世代への負担の抑制を図りながら、複雑化、多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応できるよう創意工夫を凝らし、町民ニーズを的確に捉えた予算の措置に努め、一般会計は、前年度比21.3%減の41億2,032万円、特別会計を合わせた予算総額は71億1,393万円となり、水道事業会計では2億5,987万円となったところであります。

以上、報告1件、議案27件について、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

---

○議長（野澤良治君） 日程5、報告第1号を議題といたします。

報告第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。

以上で、報告第1号の報告が終わりました。

---

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第1号から議案第20号を一括して議題といたします。

議案第1号 第5次河内町総合計画の基本構想について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 議案第1号 第5次河内町総合計画の基本構想についてご説明申し上げます。

本件は、現在の第4次河内町総合計画基本構想の期間が平成28年度をもって終了することから、平成29年度から平成38年度までの10年間の本町が目指す将来像や人口指標、土地利用方針を定めるとともに、まちづくりの基本的な指針としての第5次河内町総合計画基本構想を定めたく、河内町総合計画策定条例（平成28年条例第10号）第4条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定の概要につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、固定資産税の特例措置により、町内の産業活動の活性化のための企業誘致及び雇用機会の創出を図ることを目的に、河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のため

の固定資産税の特例措置に関する条例を制定するものでございます。

本条例による固定資産税の特例措置、いわゆる軽減措置の概要につきましては、固定資産税の特例措置を受けられる主な条件として、町内に事務所または事業所を有し、平成28年1月2日から平成32年3月31日までに事業所等の新設または増改築を行い、従業員5人以上増加した法人について、新設または増改築により取得した土地、家屋、償却資産（以下、特例資産という）の固定資産税を3年間課税免除するものでございます。

なお、本条例の適用を平成28年1月2日以降に取得した特例資産としたことにつきましては、地方創生に伴う本町の産業の振興、雇用機会の創出、地域の活性化の資するものとして、平成29年度の固定資産税より課税を免除するためでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 議案第3号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の概要について、ご説明申し上げます。

本件は、龍ヶ崎消防署河内出張所と江戸崎消防署新利根出張所の統合に伴い、龍ヶ崎消防署新河分署が開署となったため、河内町防災行政無線通信施設遠隔制御局の設置場所を改めるものです。また、河内中学校及び金江津中学校の廃校に伴い、河内町防災行政無線通信施設屋外受信機の選択呼び出し名称及び設置場所を改めるものです。

この条例は、平成29年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 議案第4号 河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要について、ご説明申し上げます。

本件は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が12月に公布され、平成29年1月に施行されたことに伴い、河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正の要点でございます。

一つ目としまして、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しでございます。育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものでございます。

二つ目としまして、介護休業の分割取得でございます。介護休業取得可能期間を三つの期間に分割して取得できることとするものでございます。

三つ目、介護のための所定労働時間短縮措置でございます。介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度を設けるものでございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行します。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第5号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、議案第5号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要につきまして、ご説明いたします。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律が12月に公布され、平成29年1月に施行されたことに伴い、河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号の内容と重複いたしますが、主な改正点でございます。

育児休業等の対象となる子の範囲の拡大でございます。現行としましては、育児休業などが取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子と養子のみでございました。

改正内容につきましては、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象となるものでございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行します。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本件は、国における農業委員会制度改革により、平成28年度から農地利用最適化交付金が創設されたことに伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を改正するものであります。

また、子供の発達に関するさまざまな相談に応じ、専門的な助言または支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、発達障害児等の福祉の向上を図るため、児童発達支援相談員を設置することに伴い報酬等を定めるものであります。

条例の施行期日は、公布の日からとなりますが、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行となります。また、第1条の規定による改正後の条例は、平成28年4月1日から適用となります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第7号 河内町税条例等の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 議案第7号 河内町税条例等の一部を改正する条例の概要について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、河内町税条例等の一部を改正するものであり、主な改正点についてご説明させていただきます。

第1条につきましては、一つ目として、条例第36条の2の改正は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行されることに伴い、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更するものでございます。

二つ目として、附則第7条の3の2の改正は、地方税法（以下、法という）の改正により、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長をするものでございます。

三つ目として、附則第16条の改正は、法の改正により、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長をするものでございます。

第2条から第4条につきましては、消費税の10%の引き上げ延長により、平成29年4月1日適用が予定されていたものを平成31年10月1日に適用させる改正をするものでございます。

第2条の主な改正点につきましては、条例第18条の3の改正は、法の改正により軽自動車税に環境性能割が新設され、現行の軽自動車税の名称が種別割と定義され、2種類になることによる規定の整備をするものでございます。

環境性能割とは、消費税率の10%への引き上げとともに廃止される自動車取得税にかわり導入される車体課税でありまして、消費税10%への引き上げ時に適用見込みでございます。

条例第34条の4の改正は、法の改正により、法人税割の税率が引き下げられることによる規定の整備をするものでございます。表中、税率、現行100分の9.7を、改正後100分の6.0とするものでございます。

消費税10%への引き上げ時期に合わせて改正となります当該税率引き下げ相当分につきましては、地方法人税、国税の税率を引き上げ、地方交付税の原資に移行することで対応することとなります。

第81条の4並びに条例附則第15条の6の改正は、法の新設により、環境性能割の税率に

係る規定を追加するものでございます。表中、二重線枠内の税率を適用するものでございます。

条例附則第15条の2の改正は、法の新設により、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、都道府県が行うこととされたことによる規定を追加するものでございます。

条例附則第15条の3の改正は、法の新設により、軽自動車税の環境性能割の減免について都道府県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして、三輪以上の軽自動車に対して減免することとされたことによる規定を追加するものでございます。

条例附則第15条の4の改正は、法の新設により、軽自動車の環境性能割の申告納付の受付等は、当分の間、都道府県知事が行うこととされたことによる規定を追加するものでございます。

条例附則第15条の5の改正は、法の新設により、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に要する費用を、市町村が都道府県に交付することとされたことによる規定を追加するものでございます。

取得税にかわる環境性能割の徴収等に関しては、当分の間、県が行うこととする条例の新設でございます。

第3条及び第4条につきましては、過去の改正条例の改正になります。

第3条につきましては、平成26年条例第17号改正条例附則第4条の改正は、法の改正により、軽自動車税の税率の特例に係る規定の名称変更等の規定を整備するものでございます。

第4条につきましては、平成27年条例第17号改正条例附則第5条の改正は、河内町税条例第19条の改正により、町たばこ税に関する経過措置の規定の整備をするものでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第8号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 議案第8号 河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

第4条の次に、第4条の2として、妊産婦及び小児に対しまして医療費の一部負担金を、対象者または保護者の申請により、医療福祉費の支給をするため条例の改正をするものであります。

この条例の施行期日は、平成29年4月1日です。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第9号 河内町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） 議長、議案の説明にかえて、議案の朗読でよろしいでしょうか。

○議長（野澤良治君） はい。

○子育て支援課長（秋山 豊君） 議案第9号 河内町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例、平成29年3月7日提出、河内町長雑賀正光、河内町放課後児童健全育成事業実施条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中、金江津児童クラブ、河内町金江津4465番地、20人を、金江津児童クラブ、河内町金江津4465番地、30人に改める。

附則、この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第10号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 議案第10号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

附則に次の7条を加えるもので、内容については、介護保険における低所得者への対策として、公費を投入して保険料の軽減を実施しているところがございますが、平成29年4月消費税率の10%への引き上げが延期されたことに伴い、本条例の一部を改正するものがございます。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものがございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第11号 かわち水と緑のふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 議案第11号 かわち水と緑のふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本件は、かわち水と緑のふれあい公園野球場及びサッカー場の多目的広場が学校用地となったことから、管理条例中の使用料に関する料金表を一度削除し、こども広場等のオープンスペースを占用して利用する場合の使用料を、1日を単位とし、平米当たり5円で統一するため条例の一部を改正するものです。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第12号 河内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例及び議案第13号 河内町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 議案第12号 河内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例及び議案第13号 河内町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の概要を説明させていただきます。

本件は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、河内町道路占用料徴収条例及び河内町法定外公共物管理条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、道路占用料及び法定外公共物使用料等の額を、地価水準の変動等を反映された額へ改正するほか、減免要件についても見直すものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第14号 河内町公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 議案第14号 河内町公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

河内町の公共下水道事業は、現在、手栗地区に入りました。このことに伴い、この地区の受益者分担金の賦課徴収を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、手栗地区の分担金の名称は、庄布川、手栗分担区とし、地区は手栗上です。

また、分担金の額は、河内町下水道運営審議会から答申を得たもので、1平方メートル当たり550円と定めるものです。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第15号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第7号）について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 議案第15号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

議案第15号は、平成28年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に6,054万7,000円を追加し、予算総額を57億5,543万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

初めに、第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の

国庫負担金は、自立支援給付費負担金860万円の減額、児童手当交付金782万4,000円の減額計上をするものであり、国庫補助金は、国の補正予算対応の統合校給食施設建設等工事に係る補助金3,528万8,000円の計上、農地耕作条件改善事業につきましては、補助金の決定及び県補助金からの財源組み替えによる2,600万6,000円の計上であります。県支出金の県補助金は、農地利用最適化推進交付金621万4,000円の計上、機構集積協力金693万5,000円の計上、農地耕作条件改善事業につきましては、国庫補助金への財源組み替えによる4,409万1,000円の減額計上するものでございます。

繰入金につきましては、町債の減額に伴い、統合校建設工事に係る繰り入れ分として、4,000万円を計上するものでございます。町債につきましては、統合校校舎等建設事業債1億1,120万円の減額、統合校給食施設等建設事業債1億3,950万円を計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、主に職員給与費扶助費に過不足や委託料、工事請負費の契約差金などを実績に合わせ減額するものでございます。

農林水産業費につきましては、農地等の利用効率化及び高度化促進の成果、実績による報酬649万5,000円の計上、農地耕作条件改善事業につきましては、補助金の決定により、1,808万5,000円の減額、地域集積協力者、経営転換協力者などへの補助金693万6,000円の計上であります。

教育費につきましては、国の補正対応の統合校給食施設等建設工事費に1億7,461万1,000円の計上、備品購入費1,500万円の減額計上であります。

第2表の繰越明許費につきましては、通知カード、個人番号カード関連事務を初めとする2事業の完了が平成29年度と見込まれるため、合計で1億7,843万9,000円を追加したものであります。

第3表の地方債につきましては、統合校給食施設等建設事業分の追加と統合校校舎等建設事業の平成28年度起債協議に伴い変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第16号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 議案第16号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,771万9,000円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ15億8,325万4,000円とするものであります。

歳入は、9款繰入金190万円を減額し、7款共同事業交付金2,961万9,000円を増額するも

のであります。

歳出は、1 款総務費190万円、7 款共同事業拠出金1,540万9,000円を減額し、2 款保険給付費4,502万8,000円を増額するものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第17号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長に説明を求めます。

大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 議案第17号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に3,522万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,402万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫負担金630万9,000円、国庫補助金902万4,000円、県負担金1,498万2,000円などであります。

歳出の主なものは、介護サービス等諸費2,952万1,000円などであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第18号 平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 議案第18号 平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ8,845万2,000円とするものであります。

歳入は、3 款繰入金8,000円、5 款諸収入13万4,000円を増額するものであります。

歳出は、1 款総務費8,000円、3 款諸支出金13万4,000円を増額するものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第19号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 議案第19号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、既存の予算額

に歳入歳出それぞれ126万円を減額し、歳入歳出の予算額をそれぞれ2億6,505万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰入金126万円を減額するものであります。

歳出につきましては、1款下水道事業費126万円を減額するものであります。

第2表繰越明許費につきましては、流域下水道事業建設負担金91万5,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第20号 平成28年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

長峰水道課長。

○水道課長（長峰博美君） 議案第20号 平成28年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）のご説明をさせていただきます。

本件は、第3条予算収益的収支の総額から31万2,000円を減額し、収益的収支の総額をそれぞれ2億6,404万2,000円とするものです。

2ページをごらんください。

収益的収入につきましては、給水収益の水道使用料を31万2,000円を減額するものです。

収益的支出につきましては、業務費の委託費100万円を減額し、配水及び給水費の委託費68万8,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 第5次河内町総合計画の基本構想についてから議案第20号 平成28年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）までの計20件については、本日は議案調査のため、説明のみにとどめ、3月14日に質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（野澤良治君） 日程7、議案第21号から議案第27号を一括して議題といたします。

議案第21号から議案第27号の計7議案は、平成29年度河内町各会計予算でございます。お手元に各会計予算の概要について資料があると思いますが、ここで予算の概要について説明を求めます。

初めに、北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 初めに、平成29年度河内町一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成29年度河内町一般会計予算は、歳入歳出総額41億2,031万7,000円で前年度比21.3%の減額となっております。歳入の内訳は、次のページ別表第1に記載のとおりでございます。

一般会計の歳入構成については、町税、地方交付税で歳入全体の60%を占めており、続いて県支出金9.5%、国庫支出金7.3%、諸収入5.3%の順になっております。前年度当初予算と比較すると県支出金、寄附金、繰入金等が増額となり、一方で町債、国庫支出金等が減額となっております。

次に、主な歳入科目についてご説明申し上げます。

町税、町税予算額は、8億2,241万1,000円で前年度比3.4%増となり、固定資産税については、予算算定基礎の見直しにより増額見込みとなる一方、個人住民税や法人町民税等の減額が見込まれる中で、収納率の向上や前年度実績を踏まえ堅実に計上したものでございます。

地方交付税、本町の大きな収入源となっている地方交付税は、16億5,000万円で前年度と同額、平成29年度地方財政計画の概要を踏まえ試算したものでございます。

県支出金、県支出金は、民生費県負担金1億3,093万3,000円及び民生費県補助金1億6,848万5,000円を計上いたしました。

寄附金、寄附金は、ふるさと寄附がインターネットからの申し込みが可能になったことやお礼の品の拡充により寄附者の増加が見込まれるため、大幅な増額となっております。

2、歳出、(1)目的別歳出の内訳は、別表2に記載のとおりでございます。歳出予算を目的別に見ますと、最も構成比の高いものは民生費の33.4%で、以下、総務費18.6%、土木費12.7%、教育費9.9%の順となっております。前年度当初予算と比較すると土木費、民生費、農林水産業費が増額となり、一方で教育費、商工費等が減額となっております。

(2)性質別歳出の内訳は、別表3に記載のとおりでございます。歳出予算を性質別に見ますと、最も構成比の高いものは人件費の23.2%で、以下、補助費等19.7%、物件費16.1%、操出金14.2%の順となっております。本年度の積立金につきましては、ふるさと寄附の増額により大幅な増となっております。その他を前年度当初予算と比較すると物件費、公債費等が増額となり、一方で普通建設事業費、維持補修費等が減額となっております。

別表4は、地方債の起債予定が記載してございます。

続きまして、4ページをごらんください。

平成29年度河内町国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成29年度河内町国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ231万6,000円を増額し15億4,379万7,000円で、歳入歳出の主なものは以下のとおりでございます。

歳入につきましては、保険税2億9,217万5,000円、国庫支出金4億207万6,000円、療養

給付費交付金1,720万9,000円、前期高齢者交付金2億6,244万7,000円、県支出金1億240万7,000円、共同事業交付金3億4,170万7,000円、繰入金1億2,376万2,000円。

歳出につきましては、総務費3,106万円、保険給付費8億8,553万9,000円、後期高齢者支援金1億5,713万9,000円、介護納付金8,161万3,000円、共同事業拠出金3億6,672万1,000円、保健事業費1,017万5,000円、予備費1,000万円。

続きまして、平成29年度河内町介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成29年度河内町介護保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ1億2,292万2,000円を増額し10億4,837万6,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりでございます。

歳入につきましては、保険料2億286万5,000円、国庫支出金2億3,403万8,000円、支払基金交付金2億7,840万7,000円、県支出金1億4,908万7,000円、繰入金1億6,209万4,000円、繰越金2,186万9,000円。

歳出につきましては、総務費3,314万1,000円、保険給付費9億6,505万円、地域支援事業費4,687万6,000円。

次のページをごらんください。

平成29年度河内町介護サービス事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成29年度河内町介護サービス事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ247万円を増額し、887万円で、歳入歳出の主なものは以下のとおりでございます。

歳入につきましては、手数料188万円、繰入金698万9,000円、歳出につきましては、総務費711万5,000円、サービス事業費145万5,000円。

続きまして、平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成29年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度に比べ521万8,000円を増額し9,352万8,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりでございます。

歳入については、後期高齢者医療保険料5,891万8,000円、繰入金3,310万円。

歳出につきましては、総務費151万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8,950万4,000円、保健事業費175万3,000円でございます。

最後に、平成29年度河内町下水道事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成29年度河内町下水道事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ3,342万2,000円を増額し2億9,904万6,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料3,354万8,000円、繰入金2億2,475万円、町債1,680万円。

歳出につきましては、下水道管理費3,653万2,000円、下水道建設費5,595万4,000円、公債費2億356万円。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、長峰水道課長。

○水道課長（長峰博美君） それでは、議案第27号 平成29年度河内町水道事業会計予算の概要を説明させていただきます。

平成29年度水道事業会計予算は、第3条予算収益的収入及び支出の総額をそれぞれ2億5,986万6,000円といたします。また、4条予算資本的収入額を10万円、支出額を7,405万4,000円とし、収入額が支出額に不足する額7,395万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,395万4,000円で補填するものといたします。

4ページをお開きください。

3条予算収益的収入及び支出でございますが、営業収益2億2,394万5,000円のうち水道使用料は2億2,292万円です。営業外収益3,592万1,000円のうち一般会計からの補助金は、3,275万2,000円です。

営業費用2億5,698万3,000円の主なものは、業務費4,736万9,000円、原水及び浄水費1億1,989万8,000円、配水及び給水費1,531万7,000円、減価償却費7,189万6,000円です。営業外費用158万2,000円の主なものは支払い利息でございます。特別損失30万1000円の主なものは、過年度損益修正額です。

6ページをごらんください。

4条予算資本的収入及び支出でございますが、資本的収入10万円は、一般会計からの出資金でございます。資本的支出7,405万4,000円は、建設改良費4,468万円、企業債償還金2,937万4,000円です。棚卸資産の購入限度額は280万円といたします。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

予算の概要説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成29年度各会計予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第21号 平成29年度河内町一般会計予算から議案第27号 平成29年度河内町水道事業会計予算まで、以上7議案につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、それに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し、付託することに

決定しました。これにより予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。  
暫時休憩します。

午前10時18分休憩

---

午前10時19分開議

○議長（野澤良治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。予算審査特別委員会の委員長に星野初英君、副委員長に宮本秀樹君、以上でございます。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会開会予定表のとおりです。十分なる審査の上、来る3月14日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程8、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この件について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長から議会の意見を求められております。内容は、既に配付してあります文書のとおりでございます。

お諮りいたします。

本件についての議会の意見は、推薦することに適任であると思いたしと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦についての議会の意見は、推薦するに適任であると決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程9、請願第1号 長竿（上組、中上組、愛宕町）地区集落南側の排水路整備に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は所管の総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、付託案件の審査結果につきましては、最終日3月14日本会議において、常任委員長に報告をお願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月14日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時22分散会